

薬局に備える器具

<p>① 液量器 ※小容量（50cc 未満）及び中～高容量（50cc 以上）のものを各1つ以上備えることが望ましい。</p> <p>② 温度計（100 度）</p> <p>③ 水浴</p> <p>④ 調剤台</p> <p>⑤ 軟膏板</p> <p>⑥ 乳鉢（調剤用のもの）及び乳棒</p> <p>⑦ はかり（感量 10 ミリグラム） （感量 100 ミリグラム）</p> <p>⑧ ビーカー</p> <p>⑨ ふるい器</p>	<p>⑩ へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）</p> <p>⑪ 双皿ハット</p> <p>⑫ 双刀刃又は双刃シガー</p> <p>⑬ 薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）</p> <p>⑭ ロート</p> <p>⑮ 調剤に必要な書籍（右） ※書籍は最新のものであることが望ましい。CD-ROM やホームページ等、電子媒体の使用でも可とする。ただし、必要があるときに、即時閲覧が可能な状態であること。（指導基準）</p>	<p>(1) 日本薬局方及びその解説書 日本薬局方解説書又は注釈書付き 日本薬局方</p> <p>(2) 薬事関係法規 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、麻薬及び向精神薬取締関係法規を備えること。 その他、薬局で各種法律に基づく許可を取得しているものについては、必要な法規も備えること。</p> <p>(3) 調剤技術に関するもの 調剤指針等</p> <p>(4) 添付文書に関するもの 添付文書集（取り扱う医薬品の添付文書をファイルすることでも可。）</p>
<p>①～⑭については同等以上の性質を有する設備及び器具を認める。</p>		

薬局製剤製造業に備える器具

<p>① 顕微鏡、ループ又は粉末 X 線回析装置</p> <p>② 試験検査台</p> <p>③ デシケーター</p> <p>④ はかり（感量 1 ミリグラム）★</p>	<p>⑤ 薄層クロマトグラフィー装置★</p> <p>⑥ 比重計又は振動式密度計</p> <p>⑦ pH 計★</p> <p>⑧ ブレンダー又はアルコールソフ</p>	<p>⑨ 崩壊度試験器★</p> <p>⑩ 融点測定器</p> <p>⑪ 試験検査に必要な書籍 (1) 薬局製剤業務指針</p>
---	---	--

②の試験検査台については、調剤台を試験検査台として用いる場合であって、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められる場合に限り備えなくてもよい。

★印のものについては、下記の厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の利用可
厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関（東京都内）

名称	所在地	電話番号
公益社団法人 東京都薬剤師会	千代田区神田錦町1-21	03-3294-0271
一般社団法人 日本薬業貿易協会	北区浮間3-23-4	03-5918-9101
公益社団法人 日本食品衛生協会 食品衛生研究所	町田市忠生2-5-47	042-789-0211
一般社団法人 東京都食品衛生協会 東京食品技術研究所	板橋区徳丸1-19-10	03-3934-5821
一般財団法人 日本食品分析センター 多摩研究所	多摩市永山6-11-10	042-372-6711
株式会社 環境技術研究所	足立区江北2-11-17	03-3898-6643
東京理化学テクニカルセンター 株式会社	品川区東大井1-8-21	03-6433-2794
株式会社 島津テクノリサーチ	大田区南六郷3-19-2	03-5703-2721